

令和4年第5回（通算769回）中山町農業委員会会議録  
令和4年4月25日午後4時、中山町役場大会議室において令和4年第5回  
（通算769回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 武田修  | 3) 高橋富貴子 |
| 4) 庄司正  | 5) 横山昭義 | 6) 折笠満   |
| 7) 志田紀子 | 8) 小松茂夫 | 9) 石沢伸悦  |

●会議の事件は次のとおり

- 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第24号 令和4年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第25号 令和4年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回通算769回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において1番 東海林一委員、2番 武田修委員を指名いたします。

---

議 長 議第20号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 4月18日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について

て、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第20号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第20号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第21号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他4件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第21号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第21号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、

審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員      本案件は、農地の自己転用の許可申請でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査      ●●●●に係る農地の自己転用の許可申請について説明した。  
議 長      ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長      これで質疑を終結いたします。

議 長      議第 2 2 号農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長      異議ないものと認め、議第 2 2 号農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長      議第 2 3 号農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員      本案件は、所有権移転を伴う農地転用の許可申請でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査      ●●●●及び●●●●に係る所有権移転を伴う農地転用の許可申請について説明した。

議 長      ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長      これで質疑を終結いたします。

議 長      議第 2 3 号農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長      異議ないものと認め、議第 2 3 号農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第24号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の所有権移転にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る所有権移転の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第24号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第24号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第25号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長           これで質疑を終結いたします。

議 長           議第25号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長           異議ないものと認め、議第25号令和4年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第24号 令和4年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第25号 令和4年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和    年    月    日

議           長

議事録署名委員

議事録署名委員